

議案第50号

令和4年度世田谷区一般会計補正予算（第3次）

令和4年度世田谷区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,613,674千円を追加し、歳入歳出それぞれ358,499,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の変更及び追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債）

第4条 地方債の追加は、「第4表特別区債補正」による。

令和4年9月20日提出

世田谷区長 保坂展人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
13 国庫支出金		62,228,342	7,789,551	70,017,893
	01 国庫負担金	48,354,450	2,526,165	50,880,615
	02 国庫補助金	13,862,682	5,263,386	19,126,068
14 都支出金		32,701,981	2,091,806	34,793,787
	01 都負担金	14,090,200	77,953	14,168,153
	02 都補助金	15,851,732	1,987,803	17,839,535
	03 都委託金	2,760,049	26,050	2,786,099
18 繰越金		1	2,833,367	2,833,368
	01 繰越金	1	2,833,367	2,833,368
19 諸収入		11,331,560	1,098,950	12,430,510
	04 受託事業収入	1,641,088	19,295	1,660,383
	06 雑収入	5,183,573	1,079,655	6,263,228
20 特別区債		3,270,000	800,000	4,070,000
	01 特別区債	3,270,000	800,000	4,070,000
歳入合計		343,885,970	14,613,674	358,499,644

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
02 総務費		29,905,306	660,510	30,565,816
	01 総務管理費	16,654,188	238,309	16,892,497
	03 区民費	11,255,251	422,201	11,677,452
03 民生費		154,003,806	1,947,464	155,951,270
	01 社会福祉費	63,842,535	1,160,868	65,003,403
	02 児童福祉費	68,489,574	786,596	69,276,170
04 環境費		11,434,220	11,326	11,445,546
	03 清掃費	10,769,820	11,326	10,781,146
05 衛生費		19,769,161	7,805,677	27,574,838
	01 衛生管理費	3,803,172	218,959	4,022,131
	03 公衆衛生費	15,611,639	7,586,718	23,198,357
06 産業経済費		2,700,702	3,008,821	5,709,523
	01 商工費	2,550,242	853,138	3,403,380
	02 農業費	150,460	2,155,683	2,306,143
07 土木費		30,382,445	89,070	30,471,515
	01 土木管理費	179,095	5,907	185,002
	02 道路橋梁費	13,233,929	41,491	13,275,420
	03 河川費	349,880	26,050	375,930
	04 公園費	6,686,707	11,204	6,697,911
	06 都市計画費	7,882,755	4,418	7,887,173
08 教育費		25,655,612	1,090,806	26,746,418

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
	01 教育総務費	6,488,963	13,767	6,502,730
	02 小学校費	10,785,217	414,241	11,199,458
	03 中学校費	5,462,075	619,311	6,081,386
	04 校外施設費	194,668	5,937	200,605
	05 幼稚園費	150,403	5,308	155,711
	06 社会教育費	2,574,286	32,242	2,606,528
歳出合計		343,885,970	14,613,674	358,499,644

(単位：千円)

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

款	項	事業名	金額
02 総務費			179,806
	01 総務管理費	庁舎計画事務	123,288
		公共建築保全業務の推進	23,000
	03 区民費	文化施設保全	17,443
		スポーツ施設整備事務	16,075
03 民生費			904,484
	02 児童福祉費	区立保育園運営	46,807
		保育園改修	857,677
04 環境費			17,500
	02 環境費	再生可能エネルギーの利用拡大と促進	17,500
06 産業経済費			49,740
	01 商工費	創業支援施設整備	49,740
08 教育費			204,000
	03 中学校費	中学校施設改修工事	204,000

(単位：千円)

第3表 債務負担行為補正

1. 変更

事 項	期 間 ・ 限 度 額	
	変 更 前	変 更 後
八幡中学校改築事業	令和5年度	令和5年度
	557,690	632,790

2. 追加

事 項	期 間	限 度 額
池尻まちづくりセンター昇降機設備改修事業	令和5年度	25,400

第4表 特別区債補正

1. 追加

起債目的	起債限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農福連携事業拠点用地買収事業	800,000	<p>地方債証券発行または証書借入の方法で政府その他により起債する。</p> <p>証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。</p> <p>なお、当該年度において未発行のものがある場合には、翌年度において繰越発行できる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>起債のときより据置期間を含めて30年以内に元利均等、元金均等、満期一括その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合その他によっては繰上償還することができる。</p>